

阿波市がんばる事業者応援する券「使用の手引き」

1 使用期間

令和3年6月1日（火）から令和4年2月28日（月）まで
（※期間を過ぎるとご使用いただけなくなりますのでご注意ください。）

2 使用上の注意事項

- 1) 応援する券をご使用の際は、冊子から切り離さずに取扱店舗までご持参下さい。
- 2) 応援する券は、合計金額が500円未満の物品等には使用できません。
- 3) お釣りは発生しません。券面金額の合計を超えた端数は現金でお支払い下さい。

3 使用できない物品及び役務の提供

- 1) 不動産や金融商品（土地及び家屋の購入代金、借入資金など）
- 2) 換金性の高いもの（商品券やプリペイドカード、切手、印紙、宝くじなど）
- 3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- 4) 国税、地方税や使用料などの公租公課

4 店舗ごとに使用可能な応援する券

店舗区分は、裏面の取扱店舗一覧表や、掲示されているポスター・チラシをご確認ください。

- 1) 飲食サービス限定券対象店舗（※共通券もご使用いただけます。）

【例：飲食店、ケーキ・パンなどの専門の小売店、宴会などのサービス提供店】



- 2) 共通券のみ対象店舗

【例：スーパー・コンビニなどの小売店、飲食料品以外の小売店・サービス提供店】



5 お問い合わせ先

阿波市商工観光課 がんばる事業者応援する券事業担当窓口（窓口番号④）

〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1 TEL：0883-36-8722 FAX：0883-36-8762